

こ成事第 437 号  
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、今般、公立学校の余裕教室等を児童福祉施設等に転用する際の改築整備においては、次の取扱いによる場合も交付の対象とすることとし、令和 5 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御配慮願いたい。

## 1 趣旨

児童福祉サービス等への需要の高まりに対応し、各種サービスの充実が図られているところであるが、そのための施設の確保に際しては、既存の社会資源の有効活用が重要な課題となっている。こうした観点から、公立学校の余裕教室等を活用し、児童福祉施設等への転用を推進するものである。

## 2 対象事業

公立学校の余裕教室等であって、3に定める児童福祉施設等への転用を行うに当たって必要な以下の事業

- (1) 施設の一部改修
- (2) 施設の附帯設備の改造
- (3) 施設の模様替え
- (4) その他余裕教室の児童福祉施設等への転用に必要な工事

## 3 対象施設

余裕教室等を、次のいずれの事項にも該当する施設に転用する公立学校

- (1) 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定される児童福祉施設等に転用する公立学校
- (2) 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設

## 4 実施主体

市町村

## 5 交付基礎点数

交付要綱の別表2に定めるところによるものとする。